

第 3 2 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和2年2月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（22名）

1 番 根 本 太 濤	2 番 皆 川 重 文	3 番 深 谷 泉
4 番 鬼 澤 勇 一	5 番 吉 澤 勇	6 番 浅 井 紘 一
8 番 江 橋 健 男	9 番 大 圖 金 雄	10 番 関 成 一
11 番 軍 地 美 代	12 番 高 島 和 子	13 番 皆 川 晃
14 番 横 須 賀 尋 史	15 番 後 藤 啓 一	16 番 今 関 征 一
17 番 渡 邊 隆 文	19 番 飯 島 清 光	20 番 笹 沼 恭 一
21 番 市 村 正 司	22 番 川 又 隆 雄	23 番 山 崎 千 正
24 番 高 安 幸 一		

欠席委員（2名）

7 番 雨 谷 克 己 18 番 外 岡 健 寿

事務局

次長	吉 川 正 浩	次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也
農地係	江 幡 清 美	農地係	小 橋 央 樹
農地係	関 拓 也		

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農地法第3条第2項第5号下限面積の見直しについて
- 議案第7号 事務局職員の人事について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第6号 農地改良協議に対する同意について
- 報告第7号 違反転用の疑義に関する事案について

会 議 の 概 要

事務局 皆さん、おはようございます。

先週の研修会、お疲れさまでした。定刻前ではございますが、今日出席予定の方全員お揃いですので、ただ今から総会を開催いたします。

開会前にお知らせががございます。横山局長が腰をまた痛めて入院されておりますので、今日は欠席ということでございます。

開会前に、渡邊代理から皆様にご挨拶したいということですので、お時間を頂きたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

渡邊代理 どうも皆さん、おはようございます。

このたび、長男の告別式といたしまして、皆さん本当に暖かいお見送りを頂き、かつご参列までいただきましたことを、心から厚く御礼申し上げます。恐らく皆さんにお見送りを頂いて、長男も後ろ髪を引かれる思いで旅立ったものと思いますけれども、やはり後に残された若い娘が二人おりますので、恐らく死んでも死にきれなかったのかなと思います。ただこれも致し方ないことでございます。そういうわけで、今後とも残された我々に対しましても、皆様方のご協力とご鞭撻をよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

事務局 それでは、会長、開会をよろしく願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

先日2月4日の大洗町での研修会では、皆様方には大変お忙しい中、参加をいただきました。本当にありがとうございます。

そして、その次の日から、2泊3日で予定されていた視察研修だったんですけれども、どうしようかと悩んでおりました。それは皆様方、時世が時世だけに、今現在コロナウイルスで1,100人以上の方が亡くなって、4万人を上回る方が感染しているという中で、全然収拾のめどが立っておりません。そういう中で実行したわけですが、毎朝服を交換、そしてまたアルコール消毒をまめにしながら研修してきました。コロナウイルスはここには持ち込んでおりませんので、皆さんご安心ください。

中でも、今回の研修は、推進委員と初めて合同で行いました。すごく収穫を得ました。特に、伊都菜彩という、糸島市にある日本一の直売所を見ることができました。登録している生産者が、私と市村さんと数えたけれども、約1,700名おりました。それで、年間の売上げが100億円を超えているというような、とんでもなく大きい直売所を見てまいりました。そして、次の日は、明倫学舎、錦帯橋、吉田松陰、巖島神社、その辺のところを研修してまいりました。その前の晩に泊まった宿も、プーチンさん

とそれから安倍さんが泊まったという大谷山荘に泊まりまして、心身共々親交を深めてまいりました。

最後の日が戦艦大和の記念館、大和ミュージアムを見ました。昨年の台風の影響で開催時期が遅くなってしまったけれども、2泊3日で内容の濃い研修をしてまいりました。

それから、間もなくなんですけれども、17日にはアグリやさとの研修があります。これは、今現在すごく精力的に動いているNPO法人で、行政面で資金の支援、そして就農支援はアグリサポート、そしてJAが生産の指導というような、三者一体となった良い場所を見ることができると思いますので、ぜひ17日は参加をしていただければと思っております。

今日は議案第7号までありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第32回の水戸市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は22名、欠席委員は2名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任の声がございましたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

14番の横須賀尋史委員、そして、17番の渡邊隆文委員をお願いいたします。

次に、審議総括表について、事務局から説明をさせます。

事務局 審議総括に入ります前に、一つ報告します。

農地系の谷津係長も病気療養中のため、今日は私が説明させていただきます。

それでは、お手元の総括表を御覧ください。

農地法第3条の審議案件が8件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の審議案件が20件、土地現況証明が2件でございます。

報告事項といたしまして、農地法第3条3の届出が12件、農地法第4条の届出が6件、農地法第5条の届出が9件、制限除外の農地の移動届が3件、農地改良協議が

2件、登記官等からの地目確認照会が1件。

議案案件、報告事項合わせまして66件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を13番の皆川晃委員、よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、自作地に近接し耕作に便利のため、申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15番、後藤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、審議をお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

山崎委員 議長，23番，山崎です。

この件ですが，調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，経営規模拡大のため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

山崎委員 議長，23番，山崎です。

この件も，調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが，契約内容は贈与であります。受人は，以前から申請地を耕作してきたため，今回受贈し，引き続き耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3番, 深谷です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第5項, 第6項及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての
第17項は関連していますので, 事務局からまとめて説明をさせます。

事務局 それでは, 議案第1号第5項及び第6項並びに議案第3号第17項は関連があ
りますので, まとめて説明いたします。

内容といたしましては, 先月ご説明いたしました営農型太陽光発電設備の設置に関
する内容と同様でございます。

まず, 第5項につきましては, 借人である営農を目的とする法人が, 地権者から農
地を借り受け, 太陽光パネルの下でキクラゲを栽培する申請でございます。

続いて, 7ページの議案第3号第17項につきましては, 太陽光パネル設置者が,
地権者から太陽光パネルの支柱の部分だけを一時転用により借り受けて, 太陽光発電
設備を設置することの申請でございます。

また, 2ページに戻っていただきまして, 議案第1号第6項は, 地権者と太陽光パ
ネルの設置者との間で上部空間に太陽光パネルを設置することについて, 区分地上権
を設定する申請でございます。

申請内容についての説明は以上でございますけれども, 営農型太陽光発電設備の設
置に関する制度の詳細につきましては, 先月説明しておりますので, 省略させていた
だきます。

なお, 先月欠席しました横須賀委員につきましては, 資料を置かせてもらいました
ので, 後ほどお目通しを願いたいと思います。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、第5項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、契約内容は使用貸借であります。借人は、経営規模拡大のため、申請地を借り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第6項及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項
は関連があるので、併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 まず、第6項でございますけれども、契約内容は使用貸借による区分地上権の
設定であります。借人は、営農型太陽光発電設備の設置のために、この農地に区分地
上権を設定したい旨の申請であります。

続きまして、7ページの議案第3号第17項でございますけれども、契約内容は使
用貸借であります。借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに
発電事業を始めるため、営農型太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。

営農者の作付予定作物はキクラゲであります。申請地は、広がりのある農地である
ことから、第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省
通知により、一時転用で設置できることとなっております。

なお、一時転用期間は3年になります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3番, 深谷です。

この案件に関しましても, 調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は, 申請地を譲り受け, 新規就農したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6番, 浅井です。

この案件について調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが, 契約内容は贈与であります。受人は, 経営規模拡大のため, 申請地を受贈し, 耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号の

いずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番, 大圖です。18番外岡委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様ご審議よろしくお
願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、申請人は、令和元年9月11日に建売分譲住宅の許可
を受けておりますが、住宅購入希望者のニーズに応えるため、事業計画を特定建築条
件付売買予定地に変更したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっ
ていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地
への支障はないと判断されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番, 関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
すが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、申請人は、平成21年9月頃から農地の一部を農業用倉庫として利用してきましたが、手続が未済のため、始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、申請人は、現在実家に住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

吉澤委員 5番、吉澤です。7番雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、契約内容は賃貸借であります。賃借人は、平成27年12月頃から自社が営業する店舗の駐車場として利用してきましたが、手続が未済のため、始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思量され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13 番，皆川です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 3 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 3 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，現在アパートに住んでおりますが，手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，第 2 種農地と思料され，周辺農地への支障はないと判断されます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13 番，皆川です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 4 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は市街化の傾向が著しく、宅地が連担していることから、農地区分は第3種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は宅地

や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

根本委員 1番、根本です。

この件に関して調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

根本委員 1 番，根本です。

この件に関して調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議
よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，再生可能エネ
ルギーの固定価格買取制度により，新たに発電事業を始めるため，太陽光発電設備
を設置したい旨の申請であります。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の
農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料され，周辺農地への支障はないと
判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが、契約内容は賃貸借であります。申請人は、平成 29 年 2 月に一時転用許可を受けて、申請地に建設用資材を置くための資材置場を設置しておりますが、期間満了後も継続して使用したい旨の申請であります。申請地は土地改良区域内の農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定により、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は広がりのある農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定により許可可能であると考えます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5 番、吉澤です。7 番雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番, 吉澤です。7番雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが, 契約内容は使用貸借であります。受人は, 現在アパートに住んでおりますが, 手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は広がりのある農地であることから, 第1種農地と思料されますが, 農地法施行規則第33条第4号の規定により, 許可可能であると考えます。

なお, 市の建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

山崎委員 23番, 山崎です。

この件ですが, 調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は内原駅から 500 メートル以内にある農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番，大圖です。18 番外岡委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項でございますが、契約内容は賃貸借での地上権の設定であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番，大圖です。調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項でございますが、契約内容は賃貸借での地上権の設定であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第 4 号 土地現況証明願いに対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、別紙 1 を御覧ください。

議案第 4 号 土地現況証明願いに対する承認についてでございます。

第 1 項は、有賀町の畑 542 平方メートルの土地について土地現況証明願があり、農業委員 3 名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであると確認しましたので、証明を可としたものであります。

第 2 項につきましても、同じく現地調査の結果、転用目的のとおりであることを確

認しましたので、証明を可としております。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料、別紙2を御覧ください。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和2年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の一段目、設定期間3年未満につきましては、田が9,022平方メートル、うち再設定8,335平方メートル。畑が新規のみで4,721平方メートル。設定者、取得者ともに3名、うち再設定の設定者、取得者ともに2名でございます。

表の2段目、設定期間3年以上6年未満につきましては、田が26,475平方メートル、うち再設定14,345平方メートル。畑が7,697平方メートル、うち再設定2,710平方メートル。設定者8名、取得者6名、うち再設定の設定者、取得者ともに5名でございます。

表の3段目、設定期間6年以上10年未満につきましては、田が9,992平方メートル、うち再設定1,098平方メートル。畑が再設定のみで2,770平方メートル。設定者6名、取得者1名、うち再設定の設定者3名、取得者1名でございます。

表の4段目、設定期間10年以上につきましては、田が42,176平方メートル、うち再設定9,795平方メートル。設定者、取得者ともに4名、うち再設定の設定者、取得者ともに1名でございます。

今回の設定の合計につきましては、田が87,665平方メートル、うち再設定33,573平方メートル。畑が15,188平方メートル、うち再設定5,480平方メートル。設定者21名、取得者14名、うち再設定の設定者11名、取得者9名でございます。利用権設定年月日は、令和2年2月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満

たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第6号 農地法第3条第2項第5号下限面積の見直しについてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、別紙3を御覧ください。

別紙3の農地法第3条第2項第5号下限面積の見直しについてご説明します。

このことにつきましては、水戸市においては昭和45年に下限面積を40アールに設定して以降、現在まで40アールのまま推移をしてきましたけれども、農地利用状況調査による荒廃農地の増減に伴い、耕作面積も変わることが考えられるため、毎年見直しをすることとなっております。

本日の資料につきましては、2015年の農業センサスの結果を基に、上段の表は経営耕地面積規模別農家数を10アール単位で表した資料で、下段の表は総農家数と農地面積の内訳を表したものでございます。御覧のとおり農家数40アール未満が44%となっており、農地法施行規則に定めるおおむね40%を超えております。

続いて、裏面を御覧ください。

こちらの表は荒廃農地に関する調査結果でございます。農地利用状況調査の結果を勘案して、下限面積の見直しを検討するところでございますけれども、A分類、B分類の合計は昨年の数値と比較して約8.6ヘクタール減少しておりますので、農地の全体面積に比べて、下限面積を見直すまでの値ではないと思料されることから、現行どおり下限面積は40アールとする提案でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、下限面積 40 アールでの、現行と変わらないことをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、現行と変わらず下限面積 40 アールのままとすることに決定いたします。

次に、議案第 7 号 事務局職員の人事についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、別紙 4 になります。

議案第 7 号 事務局職員の人事について。

事務局職員の人事について、会長へ一任することで同意を得たい。令和 2 年 2 月 13 日提出。水戸市農業委員会会長、笹沼恭一。

4 月 1 日付で行われる職員の人事につきまして、例年どおり会長に一任するというものでございます。参考としまして、農業委員会等に関する法律第 26 条を記載しておりますが、第 1 項に農業委員会に職員を置く。そして、第 3 項に職員は農業委員会が任免するというところで、市長ではなく直接農業委員会に任命権があるとされております。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 会長に一任することをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしのことですので、異議なしと認め、事務局職員の人事については会長に一任することに決定いたします。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項を御覧願います。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に対する受理についてでございますが、第 1 項、見川 3 丁目から、2 ページの第 12 項、上国井町までの計 12 件

の届出がございました。

続きまして、農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理についてでございますが、第1項、千波町での住宅への転用から、第6項、千波町での駐車場への転用までの計6件の届出がございました。

続きまして、3ページを御覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理についてでございますが、第1項、見和2丁目での建売住宅への転用から、第9項、渡里町での駐車場への転用までの計9件の届出がございました。

農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、4ページを御覧ください。

報告第4号 制限除外の農地の移動届についてでございますが、第1項、内原町から、第3項、川又町の計3件の届出がございました。

続きまして、5ページを御覧ください。

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無についてでございます。

第1項、水戸地方裁判所執行官から、千波町の畑142平方メートルの土地について地目確認照会があり、農業委員3名で現地調査をした結果、原状回復命令を発しないことで回答しております。

続きまして、報告第6号 農地改良協議に対する同意についてでございます。

第1項は河和田町、面積が合計2,989平方メートル。改良の種別が湿田解消、この協議に対して同意をしております。報告第2項の田畑転換の協議に対しても、同意をしております。

続きまして、別冊となるんですが、報告第7号になります。

報告第7号 違反転用の疑義に関する事案についてでございます。資料を御覧いただきたいと思っております。

こちらの中身につきましては、成沢町の案件でございまして、説明するまでもないとは思いますが、資材置場で転用許可を取ったにも関わらず、太陽光発電設備を設置してしまい、今なお売電事業が続けられている、その事案に対しての報告でございます。

これまでも文書指導、あるいは直接面談して指導していたのですが、今年の1月14日に本人から陳情書が出てきまして、それに対して1月29日付で回答しております。こちらのページに書かれているのは、その概要となっております。

まず1番としまして、転用計画のとおり利用している。これ本人が書いている陳情の中身でございますが、この太字となっているのが、こちらから回答した中身となっているのですが、趣旨としましては、売電事業、太陽光発電設備になっていることについては、当初の転用計画では一切記載がなく、転用計画のとおり利用しているとは言えないとの回答をしております。

②としまして、必ず本転用許可書を交付してほしい。こちら、本年12月に一時転用の許可期間満了を迎えるわけでございますが、その後の恒久転用を認めてほしいということでございますが、申請を受けた場合、当然こちらでも現地調査、書類の確認併せまして、引き続き資材置場を設置する必要があるのかどうか、こういったことを勘案して進めます。

なお、太陽光発電設備では許可できないと回答しております。

③でございますが、既に工事が完了し、資材置場として利用している。少しでも資材置場としていれば良い、という認識のようでございますが、そもそも太陽光発電設備を設置されている時点で、全くこれに当てはまらないということでございます。

④としまして、法務局で雑種地として地目変更登記を完了したいということでございますが、地目変更登記の件は法務局の所管でございますので、そちらに直接相談してもらいたいと回答しております。

また、一時転用許可の期間につきましては、地目変更登記はできないということで法務局には確認しております。

⑤としまして、農地に復元はできないということでございますが、一時転用の許可期間満了後につきましては、転用事業者はその後2つの選択肢、手続があるわけなんですけど、1つは農地に復元すること。もう1つが、農業委員会から恒久転用の許可を取るということになるんですが、恒久転用許可が取れない場合、それでも農地に復元しないという場合は、農地法に触れる行為になるということでございます。

⑥としまして、今後もこの事業を継続させてほしい。本人はこの事業ということで何の事業か明確にはしていないのですが、察するに太陽光発電事業のことだと思われ、それに許可を出すことはできませんという回答をしております。

ページをめくっていただきたいと思います。

先ほど説明した内容は29日付で発出しまして、それがのところに届いたのが30日、31日頃だと思うのですが、2月3日の日に本人が陳情書その2をもって来庁しております。この四角で囲っているところが陳情書その2の概要になります。

①としまして、太陽光発電設備を廃止し、転用計画の通り資材置場として利用するということでございます。初めて、こちらの主張に対して、少し対応してくれるということであるのですが、太陽光パネルは撤去しないということでございます。撤去しないで資材の展示物として継続して設置するというところでございます。

その後のページ、一番最後を見ていただきたいんですが、一番最後は陳情書その2の中身になっております。要旨があって、太陽光設備の廃止1, 2, 3とありまして、この1の部分になるのですが、電力会社へ廃止の手続を行い、申請地の太陽光発電設備の連系運転を停止し、電力会社の配電線路から切り離します。この右側に写真がございます。配電線の接続状況で、配電線路から引込ケーブルを切離し、太陽光発電設備を廃止します。このケーブルを取っただけで設備の廃止とするという主張でありまして、これをまたつなげばいつでも売電が再開されるものと、こちらも考えておるわけでございます。

また先ほどのページに戻っていただきたいと思います。

それで、陳情主張の概要の③でございますが、今見たとおりちゃんと太陽光設備を廃止して、資材置場として利用しているので、恒久転用の許可をお願いします。

④としまして、パネルを撤去して農地に復元することは経済的に困難ですということでございます。

3番の今後の対応ということでございますが、(1)としまして、事務局内で検討する時間を頂きたいと思います。いろいろな論点があるのですが、一番こちらで考えるべきは、本人は太陽光発電設備を廃止したと言っているのですが、ただ単にケーブルを外しただけでパネルとか架台、ケーブル類は全くそのまま残すということで、いつでも売電事業が再開可能な状況に対して、これが発電設備の廃止なのか、すなわちこのことをもって、農業委員会として転用計画のとおり資材置場として利用していると認められる余地があるのかどうかということです。結局、最終的にはこれを今回認めてしまうと、今後、恒久転用申請があった場合、許可を出さざるを得ないと、そういったことにもつながりかねませんので、ここは慎重に検討していきたいと思います。

(2)としまして、現地調査の実施でございます。

これまでも定期的に事務局あるいは農業委員の皆様も一緒に現地調査は行っていたわけなのですが、現地調査は今後も行っていくのですが、8月、ちょうど今年7月に改選を控えていますので、また同じメンバーになるとは限らないわけなので、改選後改めて調査会を設置して、現地調査を実施したいと考えております。

調査会のメンバーとしましては、飯富地区担当委員と中部地区の班長、副班長を中心に、前回隣接地区の委員も入れたのですが、こういった構成は今後また総会で決定いただくわけなんですけど、そういった現地調査の実施をしてみたいと思います。このほど現地調査の実施は転用計画のとおりなのかどうか、そういったことが主になってくるかと思っております。

(3)としまして、9月ないし10月頃でしょうか、そろそろ農業委員会として回答を計画していくタイミングになってきております。結論は2択しかないのですが、資材置場ではないということで、撤去の指導、命令を行うというのが1つ。あと、も

う少し何かと妥協案を出して、何とか転用許可を出せるような形に促して行って、恒久転用を認めてしまう、そういったことになってこようかと思うのですが、それと近隣市町村のこういった事例がなかなかないということなので、県などにも相談をしながら、事務局で少し時間を頂いて、ある程度の方向性を検討して、またこの総会の場で皆様に協議、検討をお願いしたいと考えております。

以降のページは実際の本人からの陳情書の写しでございますので、これに対するこちらから出した回答書も記載しておりますので、こちら後ほどお目通しを頂きたいと思っております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、第32回総会を閉会といたします。

ご審議いただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時25分